

【社員 玉城祥啓 ご挨拶】

今年の夏の暑さもようやく影をひそめ、涼しげな風も感じる季節となりました。

昨今の技術革新の進歩には目を見張るものがあります。私が特に注目しているのは自動車の業界で、自動運転や電気自動車など、一昔前では夢物語だったテクノロジーが現実のものとなりつつあります。私共の税務会計の業界もIOTなどの技術の進歩で常に変革しつつありますので、そのお手伝いできるような心掛けていきたいと思っております。

「トピックス」

【配偶者控除等の改正】

平成30年1月1日より配偶者控除等の改正により源泉徴収等においても改正が行なわれております。

もうすぐ年末調整の時期となりますが、「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」において、本人合計所得金額が900万円以下になると見込まれるときのみ、合計見込所得が85万円以下の配偶者特別控除の対象者に対して、扶養親族等の数に1を加えて計算する事になりますのでご注意ください。

(シニアマネージャー 倉本清)

【民法改正】

平成29年6月、制定以来、実に120年ぶりとなる民法の大改正が行われました。施行日は平成32年4月ごろとなる模様ですが、企業実務への影響が大きい改正項目も数多くあります(①~⑤)。民法は、一般市民が円滑な社会生活を送るための基本的なルールを定めたものであり、最も身近な法律です。施行されるまでに、まずは改正内容をしっかり理解した上で、自社が行うべき対応を明確にすることにより、準備を万全にしておきましょう。

①個人保証の制限と保護…公正証書の義務化

②消滅時効の統一

統一化により売掛債権の消滅時効が長期化(通常の商取引の場合、実質5年に統一)

③商品等に瑕疵があった場合の買主の救済手段の拡充

売主の責任が「瑕疵の有無」から「契約の内容に適合しているか否か」へ変更

④不動産賃貸業に影響のある改正

・保証契約に「極度額」(保証の上限)の定めがなければ契約は無効

・経年変化、通常損耗は貸主が負担及び借主の修繕権の明文化

⑤その他重要改正

・未完成の場合の請負報酬請求権、注文者の救済手段の拡充

・債権譲渡に関するルールの緩和

(税理士 佐藤修)

【コインランドリー事業について】

厚生労働省によると、いわゆる「共働き世帯」の世帯数は2016年に1,129万世帯となり過去最高の水準となりました。

これに伴い、共働き家庭を下支えする各種の家事支援サービスも増加の傾向が見られます。

中でもコインランドリーは、消費者の「時短志向」「節約志向」「清潔志向」を背景に新規出店数が増加しており、2015年度はコンビニ業界の出店数の伸びを上回ったとのことでした。

昨今は、投資利回りの高さと、中小企業等経営強化税制による節税メリットに着目して、投資ビジネスとしてのコインランドリー事業への関心が高まっているようです。当法人にもフランチャイズ展開している企業が相談にいられました。ご興味のある方はお問合せください。

(証券アナリスト 難波武史)

★気になるトピックスについては是非当法人にお問合せ下さい★

「職員よりひとこと」

9月に入社いたしました、三島と申します。

以前も会計事務所に勤めておりました。新しい環境に1日でも早く慣れるため、様々なものと格闘する毎日です。

まだまだ勉強不足な部分が多いですが、税務、会計に限らない皆様の総合窓口になれるよう精一杯努力してまいります。

今後とも宜しくお願い致します。

(職員:三島瞬)

税務予定表

<10月>

- ・9月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・8月決算法人の確定申告

<11月>

- ・10月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・所得税予定納税第2期分納付
- ・個人事業税第2期分納付
- ・9月決算法人の確定申告

<12月>

- ・11月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・固定資産税・都市計画税第3期分納付
- ・給与所得の年末調整
- ・10月決算法人の確定申告